

22:16 まだ婚約していない処女をいざない、彼女と寝た場合は、その人は必ず花嫁料を払って、彼女を自分の妻としなければならない。

22:17 もし、その父が彼女をその人に与えることを堅く拒むなら、その人は処女のために定められた花嫁料に相当する銀を支払わなければならない。

22:18 呪術を行なう女は生かしておいてはならない。

22:19 獣と寝る者はすべて、必ず殺されなければならない。

22:20 ただ主ひとりのほかに、ほかの神々にいけにえをささげる者は、聖絶しなければならない。

22:21 在留異国人を苦しめてはならない。しいたげてはならない。あなたがたも、かつてはエジプトの国で、在留異国人であったからである。

22:22 すべてのやもめ、またはみなしごを悩ませてはならない。

22:23 もしあなたが彼らをひどく悩ませ、彼らがわたしに向かって切に叫ぶなら、わたしは必ず彼らの叫びを聞き入れる。

22:24 わたしの怒りは燃え上がり、わたしは剣をもってあなたがたを殺す。あなたがたの妻はやもめとなり、あなたがたの子どもはみなしごとなる。

22:25 わたしの民のひとりで、あなたのごころにいる貧しい者に金を貸すのなら、彼に対して金貸しのようにあつてはならない。彼から利息を取ってはならない。

22:26 もし、隣人の着る物を質に取るような

ことをするのなら、日没までにそれを返さなければならない。

22:27 なぜなら、それは彼のただ一つのおおい、彼の身に着ける着物であるから。彼はほかに何を着て寝ることができよう。彼がわたしに向かって叫ぶとき、わたしはそれを聞き入れる。わたしは情け深いから。

22:28 神をのろってはならない。また、民の上に立つ者をのろってはならない。

22:29 あなたの豊かな産物と、あふれる酒とのささげ物を、遅らせてはならない。あなたの息子のうち初子は、わたしにささげなければならない。

22:30 あなたの牛と羊についても同様にしなければならない。七日間、その母親のそばに置き、八日目にわたしに、ささげなければならない。

22:31 あなたがたは、わたしの聖なる民でなければならない。野で獣に裂き殺されたものの肉を食べてはならない。それは、犬に投げ与えなければならない。

道徳上の定めと信仰上の定めが書かれています。ひとつひとつが、個人、家庭、社会を守るに必要なことです。そしてその根底に神様への姿勢が正されていることも分かります。

私たちも、ここにあるような視点で、自分自身にも改めるべきものはないか、よく吟味してみましょう。さらに善き行き方をするために、教えられましょう。

①神のみこころは？（信仰のあり方、希望の約束、愛の満ちしなど）

②どんな思いになりましたか？（感情や願いなど）

③生き方にどう適用しますか？（あなたのどの部分を主は扱おうとしておられますか）

④この世にあって何を実践しますか？

